

2014年2月17日 326号

# 共同センターNEWS

憲法改悪反対共同センター

文京区湯島 2-4-4 全労連会館 03-5842-5611 (FAX5842-5620)

<http://www.kyodo-center.jp> mail: [move@zenroren.gr.jp](mailto:move@zenroren.gr.jp)

## 安倍首相「最高責任者は私だ」

### 自由に憲法解釈変更できるかのような問題発言

安倍首相は12日の予算委員会で、「(政府の)最高責任者は私だ。政府の答弁に私が責任をもって、そのうえで選挙で審判を受ける」等と述べ、首相が自由に憲法の解釈を変更できるかのような発言を行いました。これは、最高法規としての憲法のあり方を否定し、立憲主義を否定する、きわめて危険なものです。与党内からも批判が相次ぐなど、大問題となっています。

#### 政府自らの「閣議決定」にも背く 憲法の最高規範性、立憲主義の否定

政府は、政府による憲法の解釈について2004年6月18日付の「閣議決定」で、次のような立場を明らかにしています。

「憲法を始めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものであり、政府による憲法の解釈は、このような考え方に基き、それぞれ論理的な追求の結果として示されてきたものであって、諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請を考慮すべきことは当然であるとしても、なお、前記のような考え方を離れて政府が自由に憲法の解釈を変更することができるという性質のものではないと考えている。仮に、政府において、憲法解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをするとすれば、政府の憲法解釈については憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねないと考えられる」

安倍首相の発言は、歴代政権がそれなりに「論理的な追求の結果」として示してきた憲法解釈を、「今までの(解釈の)積み上げ」として否定し、首相が自由に憲法の解釈を変更できるというものです。

安倍首相は、「選挙で審判」を受ければ、憲法解釈の変更が自由にできるかのようにのべていますが、時の政権が、選挙で多数を獲得し、憲法解釈の変更を自由勝手にできるようになれば、憲法が憲法でなくなり、同時に憲法としての最高規範性もなくなってしまいます。まさに、首相の発言は、政府自らの「閣議決定」にも背き、憲法の最高規範性を否定し、「国家権力を縛る」という立憲主義を乱暴に否定するものといわねばなりません。このような乱暴な憲法破壊論は絶対に許されるものではありません。

#### 安倍首相の改憲暴走をストップさせるたたかいを

安倍首相が、集団的自衛権の問題について、従来憲法解釈の全面否定に乗り出したという重大な事態のもとで、こうした憲法破壊の暴走に正面から対決し、国民多数の世論によって包囲するたたかいを、大きくすすめることが求められています。

## 第12回憲法闘争の発展をめざす全国交流集会

### 全国各地からご参加を

憲法改悪反対共同センターは、「第12回憲法闘争の発展をめざす全国交流集会」を2月22日(土)午前11時よりヒューリック浅草橋ビル(3F ルーム1)で開催します。集会では、「憲法改悪 STOP! 集団的自衛権行使容認など、安倍政権の暴走を許すな!」と題しシンポジウムをおこないます。3人のパネリストのうち自由法曹団・山口真美事務局長を紹介します。



自由法曹団は、創立 93 周年を迎えた弁護士団体の団体です。団の目的は、「基本的人権をまもり民主主義をつよめ、平和で独立した民主日本の実現に寄与すること」であり、「あらゆる悪法とたたかい、人民の権利が侵害される場合には、その信条・政派の如何にかかわらず、ひろく人民と団結して権利擁護のためにたたかう」（規約 2 条）ことです。この間、平和、民主主義と人民の生活と権利を守るため、憲法改悪、自衛隊の海外派兵、有事法制、教育基本法改悪、小選挙区制、労働法制改悪などに反対する活動を行ってきました。現在、約 2000 人の弁護士が団員として全国すべての都道府県で活動しており、全国に 38 の団支部があります。その事務局長が山口真美さんです。

山口弁護士は、この間、秘密保護法廃案・廃止の先頭に立ってたたかって来られました。自由法曹団では、今、秘密保護法反対の各県、支部の運動をまとめたパンフを作成しており、まもなく完成。そして、秘密保護法の逐条解説をまとめた本も出版します。

また、山口弁護士は自由法曹団の衆院比例定数削減阻止対策本部事務局長としても活躍されています。シンポジウムでは、山口弁護士に秘密保護法の問題点と自由法曹団のたたかい、そして選挙制度・小選挙区制の問題点について語っていただきます。

## 特定秘密保護法

### 静岡の弁護士が提訴 「特定秘密保護法は違憲」

昨年 12 月に成立した特定秘密保護法は「憲法違反だ」と、静岡県弁護士会所属の藤森克美弁護士が 13 日、国を相手に違憲・無効確認と施行の差し止めを求める訴えを静岡地裁に起こしました。同弁護士によると、同法をめぐる訴訟は全国初めてです。

訴状では、秘密事項が拡大するおそれが大きく、情報機関の権限が拡大し思想・信条の自由などの憲法の基本原理に違反するなどとして無効を主張しています。また、同法に基づき起訴された人の刑事裁判では証拠の収集活動が同法違反に問われるおそれもあり、弁護権を侵害されるとして差し止めを求めました。提訴後、記者会見した藤森弁護士は「国民主権でなく官僚主権の国家になってしまうことを心配している」と話しています。



### 葉山、逗子議会 秘密保護法撤廃求める意見書 国会へ提出

特定秘密保護法に対し、多くの地方議会が撤廃や慎重な運用を求める意見書を可決し、国会へ送っています。法案段階も含めると、その数はこれまで 100 以上に達しています。神奈川県内では逗子市議会と葉山町議会が国会へ提出しました。

葉山町議会では、近藤昇一町議（共産）が「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」を提案し、12 月 13 日の提案説明で成立直後の法律について違憲性や不十分な審議過程を批判。「民主主義を破壊する法律に反対したたかう決意を、葉山町議会として発信しようではないか」と訴えました。自民、公明、みんなの党所属の町議ら 4 人が反対。2 人が退席。共産ほか無所属の 7 人の賛成多数で可決されました。近藤議員は「確かに葉山は小さな町だが、声を上げることには必ず意味がある」と語っています。

## 「秘密保護法廃止めざす国会行動」

ご参加ください！

〇2 月 19 日（水）午前 11 時～12 時 ○会場 衆議院第 1 議員会館第 4 会議室（変更しました）

- ◆短時間の打合せの後、議員要請を行います。
- ◆呼びかけ団体：憲法会議／自由法曹団／新婦人／全商連／民医連／全労連／国民救援会／共産党／農民連／民青

憲法を学び、生かし、平和な日本と世界を！